

出納検査報告書

(令和3年4月)

愛川町役場において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の2第1項に規定する検査を実施したので、同条第3項の規定によりその結果を提出する。

愛川町監査委員 馬場 正行

愛川町監査委員 山中 正樹

1 監査等の期日

令和3年4月26日

2 監査等の種類

例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項の規定に基づく検査）

3 監査等の対象

- （1）令和2年度愛川町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計に係る令和3年3月分の出納
- （2）令和2年度愛川町公共下水道事業会計に係る令和3年3月分の出納
- （3）令和2年度愛川町水道事業会計に係る令和3年3月分の出納

4 監査等の結果

愛川町監査基準（令和2年愛川町監査委員告示第1号）及び令和3年度監査等年間計画に基づき、会計管理者及び企業出納員から提出された出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、歳計現金等の残高を確認したところ、現金出納事務は適正に処理されているものと認める。